

(別紙)

- 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁森林整備部計画課長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 案	改 正 前
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理 マニュアル 平成 20 年 11 月 [最終改正 令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月] 林野庁森林整備部計画課	伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理 マニュアル 平成 20 年 11 月 [最終改正 令和 <u>2</u> 年 <u>12</u> 月] 林野庁森林整備部計画課
目次	目次
はじめに……………1	はじめに……………1
I マニュアルの対象について…………… <u>3</u>	I マニュアルの対象について……………2
II 事務処理マニュアル…………… <u>4</u>	II 事務処理マニュアル……………3
1 事務処理の流れ…………… <u>4</u>	1 事務処理の流れ……………3
(1) 伐採及び伐採後の造林の届出の可否…………… <u>8</u>	(1) 伐採及び伐採後の造林の届出の可否…………… <u>6</u>
(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度…………… <u>11</u>	(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度…………… <u>9</u>
(3) その他の確認事項等…………… <u>21</u>	(3) その他の確認事項等…………… <u>18</u>
(4) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の可否…………… <u>22</u>	(4) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の可否…………… <u>19</u>
(5) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度…………… <u>23</u>	(5) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度…………… <u>19</u>
2 適合通知書等の記載例…………… <u>26</u>	2 適合通知書等の記載例…………… <u>22</u>
3 届出書の記載要領…………… <u>33</u>	3 届出書の記載要領…………… <u>29</u>
4 届出書の記載例…………… <u>37</u>	4 届出書の記載例…………… <u>31</u>
5 報告書の記載要領…………… <u>57</u>	5 報告書の記載要領…………… <u>41</u>
6 報告書の記載例…………… <u>60</u>	6 報告書の記載例…………… <u>43</u>
<u>7</u> 伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例……………66	(新設)
<u>8</u> 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）… <u>69</u>	<u>7</u> 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）… <u>47</u>

Ⅲ Q & A	70
Ⅳ 参 考	73
①森林法（抄）	73
②森林法施行規則（抄）	76
③行政手続法（抄）	77
④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）	78
⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について	85
⑥伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について	98
⑦市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について（抄）	100

はじめに

【 本マニュアルの目的 】

- (1) 森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や、森林資源の賦存状況等を掌握する上で極めて重要なことです。
- (2) このため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）においては、森林所有者等に対して立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）を提出することを義務付け、市町村森林整備計画との適合等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を義務付けることにより、適正な森林施業が確保されるよう措置しているところです。
- (3) 仮に、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度が適正に運用されない場合、大規模な造林未済地が発生するなど、重大な事案が発生すれば、市町村として行政の不作为が問われかねません。

Ⅲ Q & A	48
Ⅳ 参 考	51
①森林法（抄）	51
②森林法施行規則（抄）	54
③行政手続法（抄）	55
④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）	56
⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について	60
⑥伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について	71
⑦市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について（抄）	73

はじめに

【 本マニュアルの目的 】

- (1) 森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や、森林資源の賦存状況等を掌握する上からも極めて重要なことです。
- (2) このため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）においては、森林所有者等に対して立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）を提出することを義務付け、市町村森林整備計画との適合性等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を義務付けることにより、適正な森林施業が確保されるよう措置しているところです。
- (3) 仮に、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度が適正に運用されない場合、大規模な造林未済地が発生するなど、いざ重大な事案が発生すれば、市町村として行政の不作为が問われかねません。

我が国の森林資源が成熟し、伐採面積の更なる増加が予想されることから、持続可能な森林経営の実現に向け、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するためには、本制度の森林所有者等への周知・徹底及びその適確な運用が必要不可欠となっています。

- (4) 既に都道府県、市町村においては、マニュアルや要綱・要領等を定め、届出制度の適正な運用に向けた取組が進められておりますが、本マニュアルは、平成 23 年及び平成 28 年に森林法の一部が改正されたことや令和 3 年 9 月に森林法施行規則及び告示様式が改正されたこと、また、平成 30 年から行っている全国的な調査の結果などからも、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るため、制度の適切な運用を徹底する必要があることを受けて、改めてこれらの制度に関連して実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

【改正履歴】（令和 4 年 3 月以降）

○令和 4 年 3 月の主な改正内容

- ・「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の改正に伴う所要の改正
- ・伐採後の状況報告が設けられたことに伴う所要の改正
- ・主伐の届出において、集材の方法が確認できる書類等の添付を求め、確認することを記載
- ・5 ヘクタール以上の皆伐地で天然更新が計画されている場合には、現地調査等により森林の状態を確認し、必要に応じて、人工造林に変更するよう指導することを記載
- ・「特に効率的な施業が可能な森林の区域」において天然更新が計画されている場合には、人工造林に変更するよう指導することを記載
- ・伐採後の森林の状況報告書の受領時に、必要に応じて、森林所有者に伐採跡地の確認を促すことを記載
- ・届出後に伐採等の権原を有する者が代わった場合に報告の協力を求めることを記載
- ・無断伐採等の未然防止・再発防止にかかる対策（森林の境界を証する書類の確認の徹底、自治体間の情報共有、警察への捜査協力等）

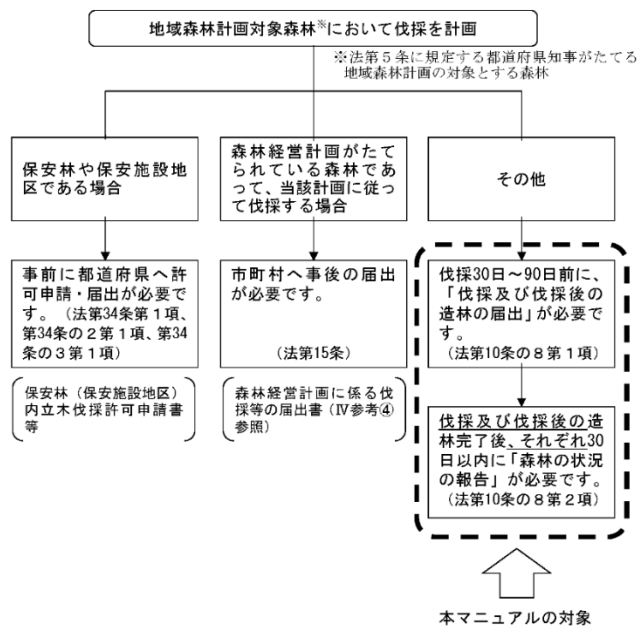
今後、我が国の森林資源が成熟する中で、伐採面積の増加が予想されることから、持続可能な森林経営の実現に向け、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するためには、本制度の森林所有者等への周知・徹底及びその適確な運用が必要不可欠となっています。

- (4) 既に都道府県、市町村においては、マニュアルや要綱・要領等を定め、届出制度の適正な運用に向けた取組が進められておりますが、本マニュアルは、平成 23 年及び平成 28 年に森林法の一部が改正されたこと、また、平成 30 年に行った全国的な調査の結果などからも、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るため、制度の適切な運用を徹底する必要があることを受けて、改めてこれらの制度に関連して実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

（新設）

を記載

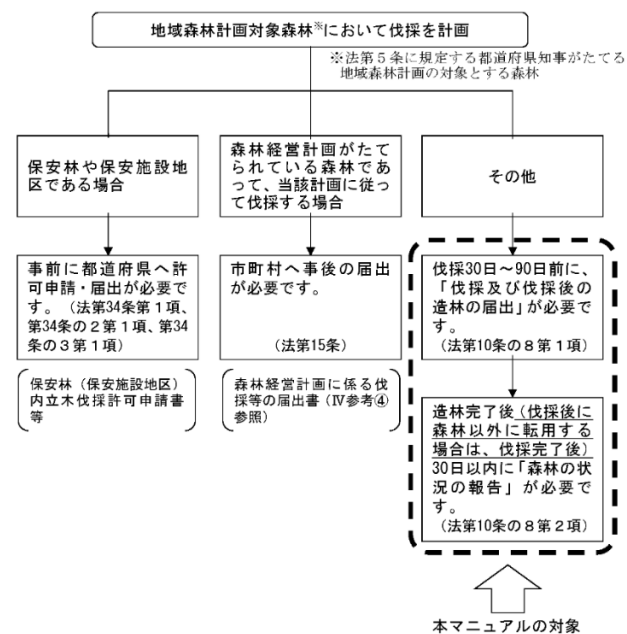
I マニュアルの対象について (略)



II 事務処理マニュアル

1 事務処理の流れ (略)

I マニュアルの対象について (略)

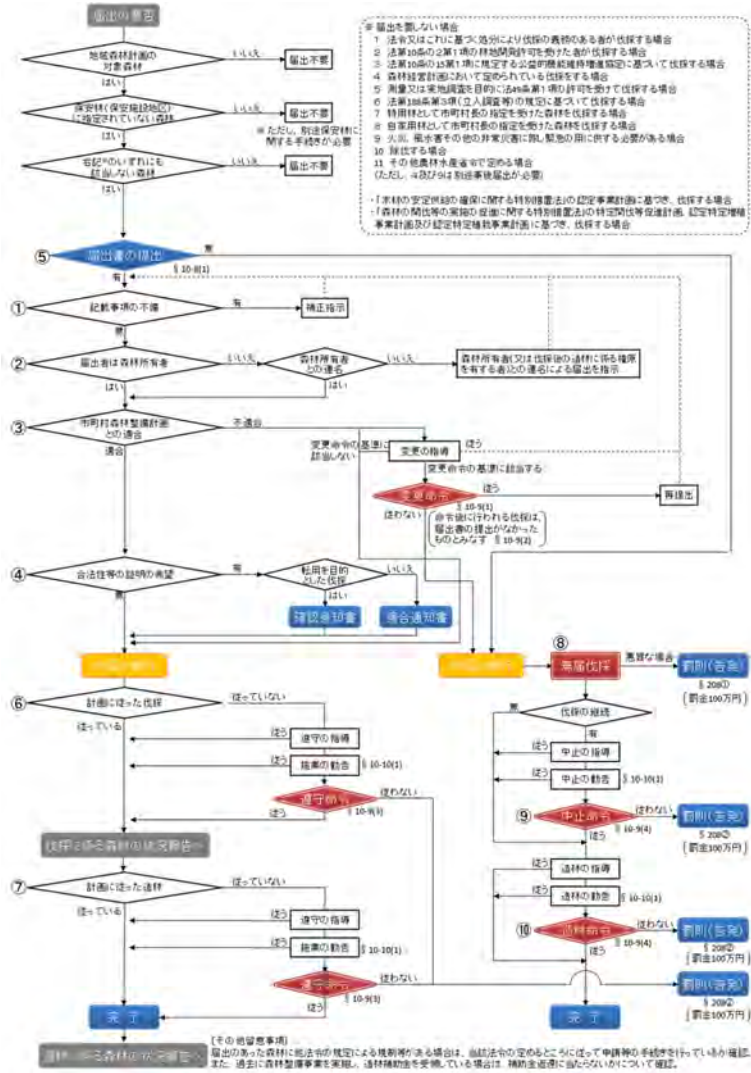


II 事務処理マニュアル

1 事務処理の流れ (略)

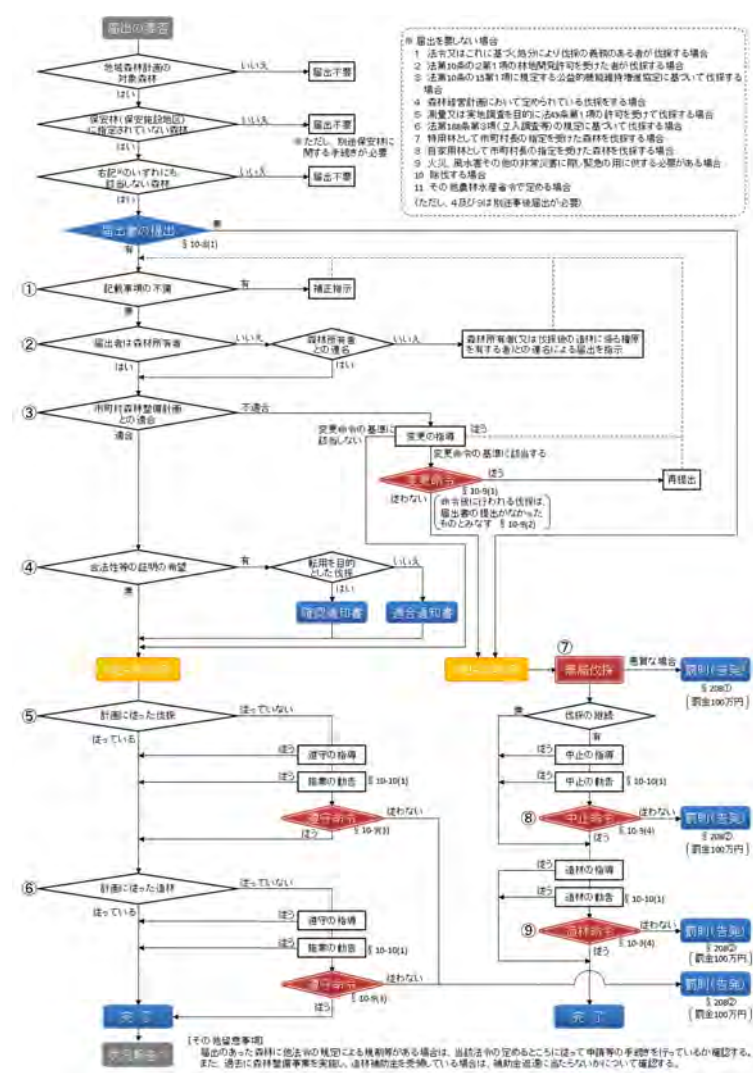
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

1 伐採及び伐採後の造林の届出

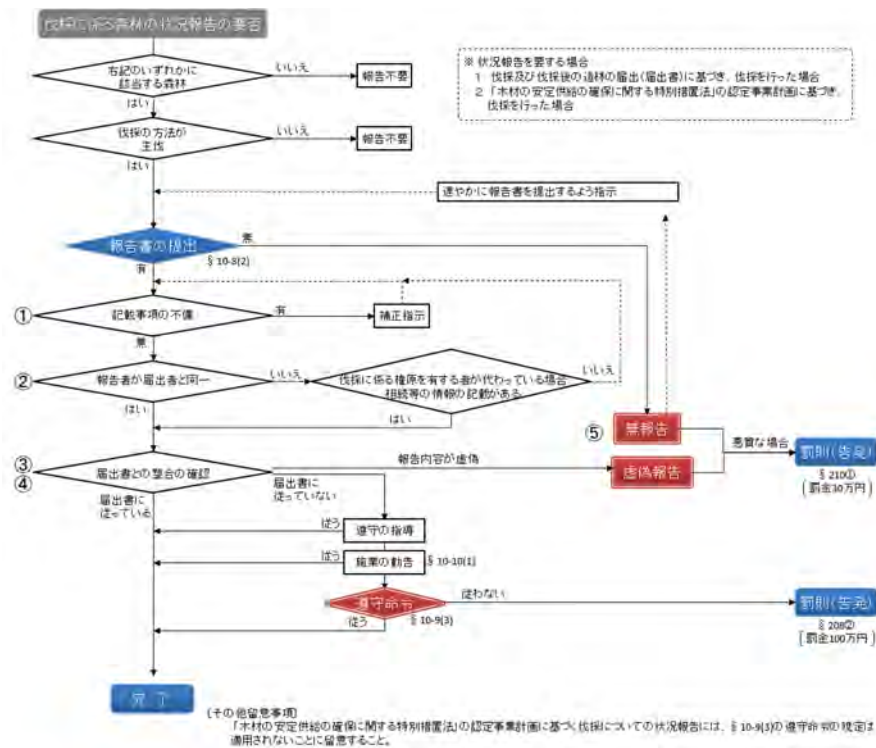


伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

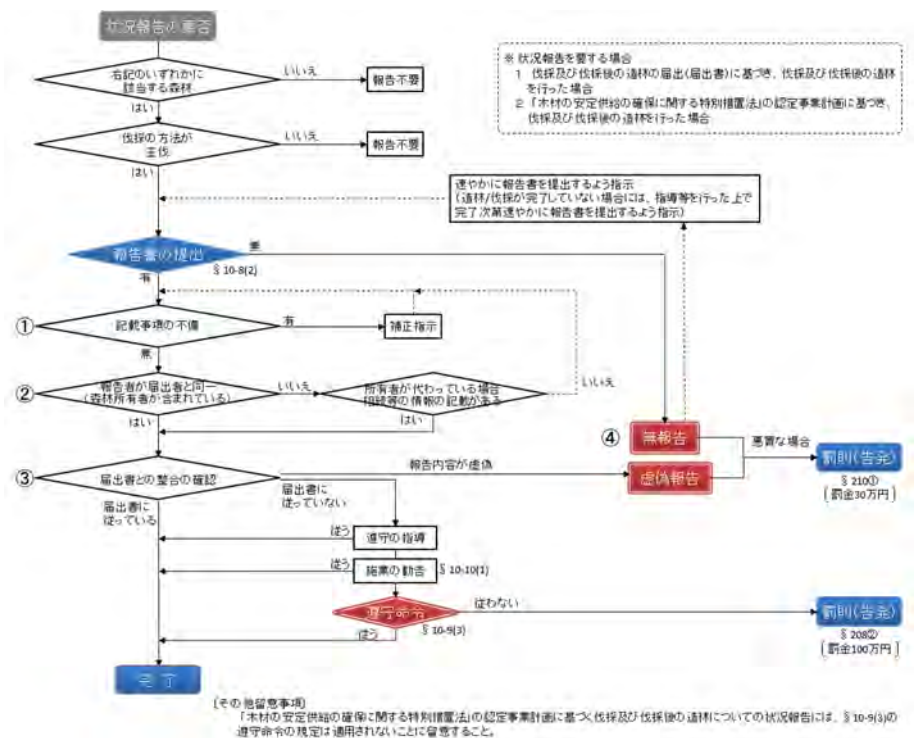
1 伐採及び伐採後の造林の届出



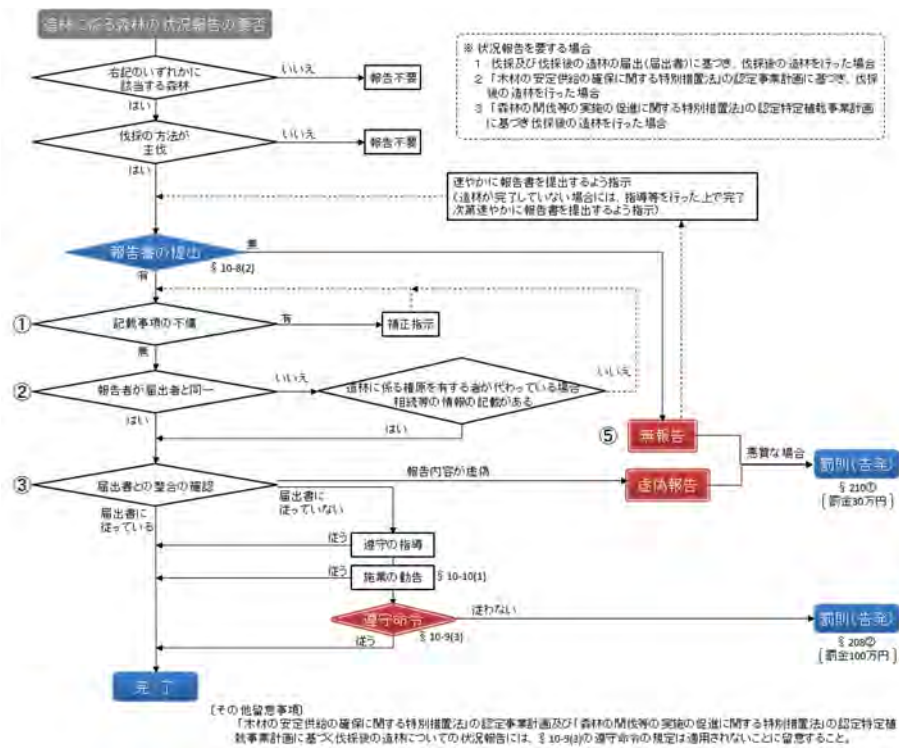
2 伐採に係る森林の状況の報告



2 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告



3 伐採後の造林に係る森林の状況の報告



(新設)

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出の要否

ア・イ (略)

ウ 届出の対象森林(届出書に記載された「森林の所在場所」)が、保安林又は保安施設地区ではないことを確認し、これらの森林に該当する場合には、それぞれ必要な手続を遵守するよう指導します。

法第10条の8第1項(届出書の提出を要しない場合) (略)

エ (略)

オ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木安法」という。)第4条第5項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林については、同法第7条の規定に基づき届出が不要です。

カ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。)に規定する特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づく伐採については、同法第8条、同法第13条又は同法第17条の規定により届出が不要です。

森林法 (略)

森林法施行規則

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

(削る。)

2 前項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出の要否

ア・イ (略)

ウ 届出の対象森林(届出書に記載された「森林の所在場所」)が、保安林又は保安施設地区ではないことを確認し、これらの森林に該当する場合には、それぞれ必要な手続を指導します。

法第10条の8第1項(届出書の提出を要しない場合) (略)

エ (略)

(新設)

(新設)

森林法 (略)

森林法施行規則

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

3 第一項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。
。

(略)

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度

① (略)

記載事項

○伐採及び伐採後の造林の届出書

- ・届出人（氏名又は名称及び住所）
- ・森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- ・備考（他法令の制限事項等）

○伐採計画書

・伐採する者の住所・氏名

- ・伐採面積（ha単位、小数第2位まで記載）
- ・伐採方法（主伐（皆伐又は択伐）・間伐の別、伐採率（立木材積率））
- ・作業委託先（自ら伐採する場合は記載不要）

・伐採樹種

・伐採齢

・伐採の期間（1年を超える場合は年次別に記載）

・集材方法（集材路・架線・その他の別、集材路の場合の予定幅員・延長）※

・備考

○造林計画書（間伐の場合不要）

・造林をする者の住所・氏名

- ・造林面積等の計画（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）
- ・造林の期間（期間の始期及び終期）
- ・造林樹種
- ・樹種別の造林面積（複数樹種の場合は樹種毎の面積）
- ・樹種別の植栽本数（複数樹種の場合は樹種毎の本数）

(略)

(2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度

① (略)

記載事項

(新設)

- ・届出人（氏名又は名称及び住所）
- ・森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）

(新設)

(新設)

(新設)

- ・伐採面積（ha単位、小数第2位まで記載）

- ・伐採方法（主伐（皆伐又は択伐）・間伐の別、伐採率（立木材積率））

(新設)

- ・伐採樹種

- ・伐採齢

- ・伐採の期間（1年を超える場合は年次別に記載）

(新設)

(新設)

(新設)

- ・造林面積等の計画（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）

- ・造林の期間（期間の始期及び終期）

- ・造林樹種

- ・樹種別の造林面積（複数樹種の場合は樹種毎の面積）

- ・樹種別の植栽本数（複数樹種の場合は樹種毎の本数）

・作業委託先（自ら造林を行う場合は記載不要）

・鳥獣害対策 ※

- ・5年後において適確な更新がなされない場合の造林の計画（天然更新及び転用の場合）
- ・伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
- ・備考

※ 設備の維持管理のための伐採の場合など、伐採後に集材が行われないものや造林に係る鳥獣害対策が不要なものについては、集材の方法又は鳥獣害対策に関する項目の記載は必要ありません。

② 届出者の確認

林地台帳や森林簿等を活用するほか、伐採届に以下の書類を添付させることなどにより、届出者が森林所有者等であることを確認します。

なお、伐採をする（権原を有する）者と、伐採後の造林の権原を有する者（＝主に森林所有者）が異なる場合は、これらの者によって共同して提出されていることを確認します。具体的には、届出者が連名となった提出となっていて、それぞれが伐採計画書と造林計画書を作成しているか否か確認し、これらに従っていない場合には、伐採後の造林の計画が確実に担保されるよう、補正の上での提出を指示します。

また、届出書に記載された区域を越えて伐採が行われた事案も発生しています。このような事案が発生した場合にあっては、伐採を行った者に対して、届出書の提出に当たり、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類の提出を求めるほか、必要に応じて、届出書における伐採箇所を確認し、立木の経済

（新設）

（新設）

- ・5年後において適確な更新がなされない場合の造林の計画（天然更新及び転用の場合）
- ・伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
- ・備考 （他法令の制限事項、適合通知書等の希望の有無等）

（新設）

② 届出者の確認

林地台帳や森林簿等を活用するほか、伐採届に以下の書類を添付させることなどにより森林所有者等であることを確認します。

なお、伐採をする（権原を有する）者と、伐採後の造林の権原を有する者（＝主に森林所有者）が異なる場合は、これらの者によって共同して提出されていることを確認します。具体的には、届出者が連名となった提出となっているか否か確認し、連名ではない場合には、伐採後の造林の計画が確実に担保されるよう、連名での提出を指示します。

的価値が低い場合には周囲の無届伐採や森林窃盗を意図していないか調査を行うなどにより、再発防止等に向けた対策を適切に行います。

※ (略)

※ (略)

※ 間伐は更新を伴わない伐採であり、造林計画書が不要なことから、伐採をする者が単独で届け出ることとなります。

伐採届への添付書類 (例)

- ・土地所有者が確認できる書類 (登記事項証明書等)
- ・森林所有者等の住所が確認できる書類 (住民票等)
- ・届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類 (立木の売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録等)
- ・伐採区域が確認できる図面 (伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図や森林計画図等)
- ・主伐の場合には、伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図
- ・その他上記の事項等に関して市町村長が必要と認める書類 (伐採区域の外周の全部又は一部が境界と重なる場合において求める、隣接する森林の所有者 (林地台帳等で確認できる者) と境界確認をしたことが確認できる書類等)

③ 市町村森林整備計画との適合の確認

ア (略)

イ 具体的には、伐採の計画について、

(ア)～(エ) (略)

等を確認します。

なお、主伐を行う場合には、届出者に伐採及び集材に係るチェ

※ (略)

※ (略)

(新設)

伐採届への添付書類 (例)

- ・土地所有者が確認できる書類 (登記事項証明書等)
- ・森林所有者等の住所が確認できる書類 (住民票等)
- ・届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類 (立木の売買契約書等)
- ・伐採区域が確認できる図面 (伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図や森林計画図等)
- (新設)
- ・その他市町村長が必要と認める書類 (伐採区域の外周の全部又は一部が境界と重なる場合において求める、隣接する森林の所有者 (林地台帳等で確認できる者) と境界確認をしたことが確認できる書類等)

③ 市町村森林整備計画との適合の確認

ア (略)

イ 具体的には、伐採の計画について、

(ア)～(エ) (略)

等を確認します。

ックリスト（7①参照）や搬出計画図（7②参照）の提出などを求め、集材の方法が市町村森林整備計画に定める方法に適合しているか確認します。

その際、集材の方法が「集材路」（立木の伐採、搬出等のため林業機械が一時的に走行することを目的として作設される仮施設）と記載されており、かつ再造林をはじめとする継続的な森林整備が見込まれている場合には、今後の森林整備を効率的・効果的に実施する観点などを考慮し、集材路ではなく、継続的に森林整備等に用いる道として、「森林作業道作設指針」（『森林作業道作設指針の制定について』（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知））に基づく「森林作業道」を作設するよう、必要により都道府県の協力も得て指導・助言します。

ウ （略）

エ 具体的には、造林の計画について、

(ア)～(ウ) （略）

(エ) 人工造林の場合は、造林作業の委託予定先が記載されるなど、具体的かつ実行性のある計画となっていること。

(オ) （略）

(カ) （略）

(キ) （略）

(ク) 当該森林が市町村森林整備計画において「鳥獣害防止森林区域」に指定されている場合は、伐採後の造林に係る鳥獣害対策が計画されていること

等を確認します。

なお、人工林における少なくとも5ヘクタール以上の皆伐であって天然更新が計画されている場合には、現地調査や森林GIS等の活用により森林の状態を確認し、市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に該当すると認められる場合には、天然更新ではなく人工造林へと造林の計

ウ （略）

エ 具体的には、造林の計画について、

(ア)～(ウ) （略）

(新設)

(エ) （略）

(オ) （略）

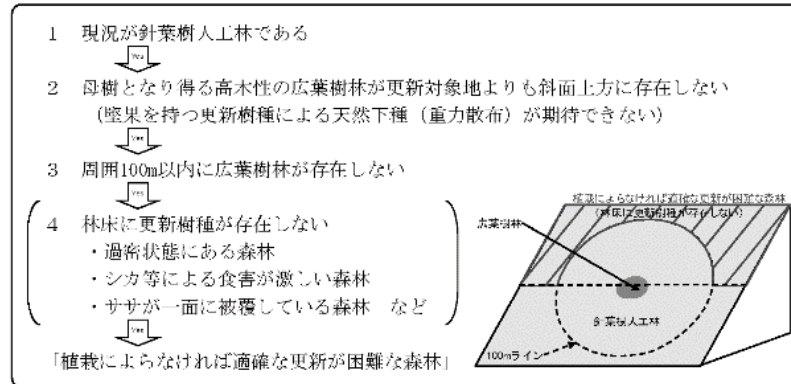
(カ) （略）

(新設)

等を確認します。

画の変更を指導します。

○植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の例



また、「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林において伐採後の造林計画が天然更新となっている場合には、造林計画を人工造林に変更するよう指導し、届出書を提出した者による人工造林が困難と認められる場合には、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表された民間事業者等への経営委託や権利移転の斡旋等を行います。

オ 審査の結果、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合すると認められ、届出者から適合通知書交付申請書が提出された場合には適合通知書を発出します（④参照）。なお、届出内容に不備があり、補正の指示によっても改められない場合や、必要に応じて添付を求めることとしている「土地所有者が確認できる書類」や「伐採及び集材に係るチェックリスト」、「隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類」等の提出を求めたにも関わらず提出がなされない場

（新設）

オ 審査の結果、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合すると認められる場合は、届出者の申し出に応じて適合通知書を発出します（④参照）。また、市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を原則として文書で指導し、計画内容の適正化に努めるとともに、なお従わず下記の基準に該当すると認められる場合には「変更命令」（法第10条の9第1項）を行います。

合には、適合通知書は発出ししないものとします。

カ 届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を原則として文書で指導し、計画内容の適正化に努め、当該指導に従わず下記の基準に該当すると認められる場合には「変更命令」（法第10条の9第1項）を行います。この場合、「変更命令」のあった後に行われる伐採は法第10条の9第2項の規定により届出書の提出がなかったものと見なされるため、引き続き伐採を行った場合には、無届伐採として告発の対象となることを届出者に周知します。

変更命令に係る基準（略）

キ （略）

ク また、届出の内容を審査し、隣接する森林も含めて開発が行われる面積が全体で1ヘクタールを超えないことを確認の上、届出者から確認通知書交付申請書が提出された場合には確認通知書を発出します。

開発に係る面積が1ヘクタールを超える場合（1ヘクタール以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体性を有する開発を行い、全体で1ヘクタールを超える場合や、幅員が3メートルを超える集材路を作設し、その面積が1ヘクタールを超える場合も含む。）は、法第10条の2に規定する都道府県知事による林地開発許可が必要です。

ケ （略）

コ （略）

(ア) 伐採及び伐採後の造林（人工造林又は天然更新）が完了した

カ この場合、「変更命令」のあった後に行われる伐採は法第10条の9第2項の規定により届出書の提出がなかったものと見なされるため、引き続き伐採を行った場合には、無届伐採として告発の対象となることを届出者に周知します。

変更命令に係る基準（略）

キ （略）

ク また、届出の内容を審査し、隣接する森林も含めて開発が行われる面積が全体で1haを超えないことを確認の上、届出者の申し出に応じて確認通知書を発出します。

開発に係る面積が1haを超える場合（1ha以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体性を有する開発を行い、全体で1haを超える場合も含む。）は、法第10条の2に規定する都道府県知事による林地開発許可が必要です。

ケ （略）

コ （略）

(ア) 伐採後の造林（人工造林又は天然更新）が完了した日から30

日からそれぞれ30日以内に市町村に報告書を提出する必要があるります。

- (イ) 伐採後に森林以外の用途へ転用することとされているにも関わらず、伐採後に実際には転用されなかった場合には、届出書に記載された「5年後において適確な更新がなされない場合」における造林の計画に従って造林を完了した日から30日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。

サ この状況報告においては、造林の方法が天然更新となっている場合は、市町村森林整備計画の天然更新に関する事項及び都道府県等により作成された天然更新完了基準書に基づいた更新がなされていることを自ら確認・報告する必要があること、また、天然更新が完了していないときは、届出書の計画に従い植栽又は天然更新補助作業を図る必要がある旨を併せて周知します。

④ 確認通知書又は適合通知書の発出

ア 届出者から確認通知書又は適合通知書交付申請書が提出され、③において届出の内容が市町村森林整備計画に適合すると認められる場合は、確認通知書又は適合通知書を発出します。

イ (略)

ウ 確認通知書又は適合通知書は、木材の合法性や地域材の証明等として利用されることが想定されるため、届出者の申請に応じて発出することとしています。また、木材の合法性等の証明は、收受印を押印した届出書の写しを活用することにより確認通知書又は適合通知書に代えることができます場合があります。

エ なお、届出内容に不備がある場合や、添付を求めている書類の提出がない場合には確認通知書又は適合通知書による通知（届出

日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。

- (イ) 伐採後に森林以外の用途へ転用することとされている場合には、伐採が完了した日から30日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。ただし、伐採後に実際には転用されなかった場合には、届出書に記載された「5年後において適確な更新がなされない場合」における造林の計画に従って造林を完了した日から30日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。

サ また、この状況報告においては、造林の方法が天然更新となっている場合は、市町村森林整備計画の天然更新に関する事項及び都道府県等により作成された天然更新完了基準書に基づいた更新がなされていることを自ら確認・報告する必要があること、また、天然更新が完了していないときは、届出書の計画に従い植栽又は天然更新補助作業を図る必要がある旨を併せて周知します。

④ 確認通知書又は適合通知書の発出

ア ③において届出の内容が市町村森林整備計画に適合すると認められる場合は、届出者の申し出に応じて確認通知書又は適合通知書を発出します。

イ (略)

ウ 確認通知書又は適合通知書は、木材の合法性や地域材の証明等として利用されることが想定されるため、届出者の申出に応じて発出することとしています。また、木材の合法性等の証明は、收受印を押印した届出書の写しを活用することにより確認通知書又は適合通知書に代えることができます場合があります。

エ なお、確認通知書又は適合通知書による通知（届出者が連名の場合にあっては全ての者に通知。）は、森林所有者に無断で届出

者が連名の場合にあつては全ての者に通知。)は行いませんが(③参照)、市町村から森林所有者への連絡は森林所有者に無断で届出書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて(申請書の提出がなかった場合を含む)森林所有者へ通知を行います。

⑤ 伐採の計画等の変更があつた場合の事務処理等について

ア (略)

イ この場合、新たに提出する届出書に伐採の計画等の変更理由を記載することを求めるなどにより、計画の変更に至った経緯を確認します。

⑥ 届出書の計画に従った伐採の確認

ア 伐採の期間中には、伐採の方法が届出書に記載された伐採の計画のとおりに行われていることを現地調査や衛星画像を用いるなど適切な方法により確認します。

イ (略)

ウ この上で、指導を行ってもなお届出書に記載されたとおりに伐採が行われない場合は、「施業の勧告」を行うとともに、勧告に従わない場合であつて下記の基準に該当すると認められる場合には「遵守命令」を行います。

エ・オ (略)

カ 伐採が終了した際には、速やかに伐採後の森林の状況報告書の提出を指示することとします((5) 参照)。

⑦ 届出書の計画に従った造林の確認

ア～ク (略)

遵守命令に係る基準

書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について行います。

⑤ 伐採の計画等の変更があつた場合の事務処理等について

ア (略)

イ この場合、新たに提出する届出書に伐採の計画等の変更理由を記載することを求めるなど、計画の変更に至った経緯を確認します。

⑥ 届出書の計画に従った伐採の確認

ア 伐採の期間中には、伐採の方法が届出書に記載された伐採の計画のとおりに行われていることを現地調査により確認します。

イ (略)

ウ この上で、指導を行ってもなお届出書に記載された伐採が行われない場合は、「施業の勧告」を行うとともに、勧告に従わない場合であつて下記の基準に該当すると認められる場合には「遵守命令」を行います。

エ・オ (略)

(新設)

⑦ 届出書の計画に従った造林の確認

ア～ク (略)

遵守命令に係る基準

ア～ウ (略)

エ 実際に行われている集材の方法が、届出書に記載された集材方法と異なり、林地の保全に影響を及ぼすおそれがある場合

オ (略)

カ (略)

キ 実際に行われている鳥獣害対策が、届出書に記載されたものと異なり、鳥獣害防止効果を発揮していない場合

⑧ 無届伐採の事務処理等について

ア～ウ (略)

エ 国際的にも森林の違法伐採が大きな問題となっている中で、流通段階において合法性の証明が求められた際に違法伐採材となり、売買できなくなることもあることを森林所有者等に指導する必要がある。

オ 届出書が提出された場合の事務処理については、①～⑦のとおりですが、無届伐採の場合においては、これらに則しつつより厳格な対応が求められます。

カ 法第10条の8第1項の規定による届出をせずに伐採が行われていることを発見した場合又は通報があった場合は、速やかに森林所有者等への確認や現地確認を行うなど事実関係を調査し、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ア)～(ウ) (略)

⑨ (略)

⑩ 無届伐採における伐採後の造林命令

ア～ウ (略)

ア～ウ (略)

(新設)

エ (略)

オ (略)

(新設)

⑧ 無届伐採の事務処理等について

ア～ウ (略)

エ 国際的にも森林の違法伐採が大きな問題となっている中で、流通段階において合法性の証明が求められた際に違法伐採材となり、売買できなくなることも森林所有者等に指導する必要があります。

オ 届出書が提出された場合の事務処理については、①～⑦のとおりですが、無届伐採の場合においては、これらに則しつつより厳格な法制度の適用が求められます。

カ 法第10条の8第1項の規定による届出をせずに伐採が行われていることを発見した場合又は通報があった場合は、速やかに現地確認を行うなど事実関係を調査し、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ア)～(ウ) (略)

⑨ (略)

⑩ 無届伐採における伐採後の造林命令

ア～ウ (略)

造林命令に係る基準 (略)

造林すべき期間及び方法

- ア 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林の伐採跡地
(ア)・(イ) (略)
- イ 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地
(ア)・(イ) (略)

エ〜カ (略)

⑪ 関係者間の情報共有

- ア 届け出た区域の範囲を越えて伐採を行った者に対し、指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報の提供を検討します。
- イ 都道府県からアの情報の提供を受けた場合には、当該指導等を受けた者が提出する伐採造林届の受付にあたり、隣接する森林の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の提出を求めること等により、再発防止の徹底を図ります。

(3) その他の確認事項等

① 他法令の規定による規制等の有無の確認

- ア (略)
- イ 法規制がある場合は、手続きの状況、その許可等の見込みについて確認するとともに、手続き等を行っていない場合は、担当窓口を案内するなど、速やかに手続き等を行うよう指導します。

造林命令に係る基準 (略)

造林すべき期間及び方法

- ア 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地
(ア)・(イ) (略)
- イ 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地
(ア)・(イ) (略)

エ〜カ (略)

(新設)

(3) その他の確認事項等

① 他法令の規定による規制等の有無の確認

- ア (略)
- イ 法規制がある場合は、手続きの状況、その許可等の見込みについて届出者に確認するとともに、手続き等を行っていない場合は、担当窓口を案内するなど、速やかに手続き等を行うよう指導します。

② (略)

③ 森林窃盗への適切な対応

ア 無断伐採等については、発生の未然防止を図ることが重要となりますが、近年、伐採造林届に係る文書を偽造するなど悪質な森林窃盗事案が発生しています。森林窃盗及び森林窃盗の贓物（木材等）を収受・売買する行為は森林法により刑罰が科される重大な犯罪行為です。

イ このため、無届伐採が発覚した場合には、森林所有者に伐採の事実を確認し、森林所有者が伐採の事実を知らなかった場合にあっては、都道府県と連携して森林窃盗等に係る告発の手続や警察等による捜査協力等必要な対応を行います。（（２）⑧カ(イ)(c)参照）

ウ また、森林所有者から森林窃盗等に関する相談があった場合には、無届伐採や森林窃盗等に関する事実を確認し、都道府県と連携して森林窃盗等に係る告発の手続や警察等による捜査協力等必要な対応を行います。

エ なお、森林窃盗が疑われる場合には、被害者からの求めに応じて、円滑な関係書類の開示や、現地への立ち合い要請等に可能な限り対応することとします。

④ 権原を有する者が代わった場合の報告の協力依頼

届出書が提出された後に、売買、相続等により伐採又は伐採後の造林に係る権原を有する者の変更があった場合には、新たに当該権原を有する者となった者から市町村にその旨を報告するよう、あらかじめ届出者に対して協力を求めます。

(４) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否

ア 届出書に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、法第10条の8第2項に定める状況報告の対象となります（ただし、伐採に係る森林の状況報告は令和4年4月1日以降に提

② (略)

(新設)

(新設)

(４) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否

ア 届出書に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、法第10条の8第2項に定める状況報告の対象となります（ただし、平成29年4月1日以降に提出された届出書に係る森林の

出された届出書に係る森林のみが対象となり、伐採後の造林に係る森林の状況報告は平成29年4月1日以降に提出された届出書に係る森林のみが対象です）。なお、届出書に記載された伐採の方法が間伐の場合には、報告書を提出する必要はありません。また、事前の届出が不要とされている場合（保安林や森林経営計画対象森林を伐採する場合等）についても、報告書を提出する必要はありません（（1）参照）。伐採後に森林以外へ転用を行うものについては、伐採に係る森林の状況報告書の提出は必要ですが、伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出は必要ありません。

イ 届出が必要であるにもかかわらず届出せずに行われた伐採については、状況報告は法律上必要とされませんが、無届伐採となりますので、森林所有者等に対して指導、命令等を行う必要があります（（2）⑧～⑩参照）。

ウ 木安法第4条第5項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第7条の規定により読み替えて適用される法第10条の8第2項の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。

エ 間伐等特措法に規定する認定特定植栽事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第17条第2項の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。なお、この報告は、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン」（平成20年6月13日付け20林整整第328号林野庁長官通知）別記様式10を用いることに留意が必要です。

森林法 （略）

森林法施行規則 （略）

みが対象です）。なお、届出書に記載された伐採の方法が間伐の場合には、報告書を提出する必要はありません。また、事前の届出が不要とされている場合（保安林や森林経営計画対象森林を伐採する場合等）についても、報告書を提出する必要はありません（（1）参照）。

イ 届出が必要であるにもかかわらず届出せずに行われた伐採については、状況報告は法律上必要とされませんが、無届伐採となりますので、森林所有者等に対して指導、命令等を行う必要があります（（2）⑦～⑨参照）。

ウ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第5条第2項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第7条の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。

（新設）

森林法 （略）

森林法施行規則 （略）

(5) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

① 記載事項の確認

ア (略)

イ また、報告書の提出時期が伐採及び伐採後の造林を完了した日からそれぞれ30日以内であることを確認し、完了した日の前となっている場合は、完了した日以降に再提出するよう指導します。
なお、伐採と造林の一貫作業などにより、伐採後30日以内に造林が行われる場合には、造林まで終了した後にこれらの報告を同時に行うことも可能です。

ウ (略)

記載事項

○伐採に係る森林の状況報告書

- ・報告者（氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び住所）
- ・森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- ・伐採面積（ha単位、小数第2位まで記載）
- ・伐採方法（皆伐又は択伐の別、伐採率（立木材積率））
- ・森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無
- ・作業委託先（自ら伐採した場合は記載不要）
- ・伐採樹種
- ・伐採齢
- ・伐採の期間（期間の始期及び終期）
- ・集材方法（集材路・架線・その他の別、集材路の場合の幅員・延長）※
- ・備考（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途及び時期、相続等を原因として森林所有者が代わっている場合のその相続等の情報等）

(5) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

① 記載事項の確認

ア (略)

イ また、報告書の提出時期が伐採後の造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合には、伐採を完了した日）から30日以内であることを確認し、完了した日の前となっている場合は、完了した日以降に再提出するよう指導します。

ウ (略)

記載事項

(新設)

- ・報告者（氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び住所）
- ・森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- ・伐採面積（ha単位、小数第2位まで記載）
- ・伐採方法（皆伐又は択伐の別、伐採率（立木材積率））
- (新設)
- (新設)
- ・伐採樹種
- (新設)
- ・伐採の期間（期間の始期及び終期）
- (新設)
- (新設)

○伐採後の造林に係る森林の状況報告書

- ・報告者（氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び住所）
- ・森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- ・造林の方法（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）
- ・造林の期間（期間の始期及び終期）
- ・造林樹種（天然更新の場合には、代表的な樹種）
- ・樹種別の造林面積（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の面積。天然更新の場合には、天然更新に係る区域全体の面積。）
- ・樹種別の造林本数（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の本数。天然更新の場合には、更新状況のわかる資料の添付に代えても可。）
- ・作業委託先（自ら造林した場合は記載不要）
- ・鳥獣害対策 ※
- ・備考（相続等を原因として森林所有者が代わっている場合のその相続等の情報等）

※ 伐採計画書又は造林計画書において、集材の方法又は鳥獣害対策に関する項目を記載しなかったものについては、状況報告において同項目の記載は不要です。

② 報告者の確認

ア 報告者が伐採に係る森林の状況報告書にあっては伐採した（権原を有する）者、伐採後の造林に係る森林の状況報告書にあっては伐採後の造林をした（権原を有する）者（＝主に森林所有者）であるか否かを確認します。

（新設）

（新設）

（新設）

- ・造林の方法（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）
- ・造林の期間（期間の始期及び終期）
- ・造林樹種（天然更新の場合には、代表的な樹種）
- ・樹種別の造林面積（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の面積。天然更新の場合には、天然更新に係る区域全体の面積。）
- ・樹種別の植栽本数（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の本数。天然更新の場合には、更新状況のわかる資料の添付に代えても可。）
- （新設）
- （新設）
- ・備考（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途及び時期、相続等を原因として森林所有者が代わっている場合のその相続等の情報等）

（新設）

② 報告者の確認

ア 報告者が届出書の提出者（届出者）と同一であるか否かを確認します。この際、報告者として伐採後の造林をした者（＝主に森林所有者）が記載されていれば足りるものとし、届出書において伐採をする（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する者）が連名で記載されていた場合であっても、当該伐採をす

イ 届出書が提出された後に、相続・売買等により伐採及び伐採後の造林の権原を有する者が代わっている場合においては、あらかじめ報告の協力を求めるほか（（３）④参照）、報告者が報告書を提出した時点で当該権原を有する者であることを登記事項証明書、立木売買契約書等を活用して確認します。この場合においては、報告書の備考欄に、当該権原を有する者が代わった原因となる相続・売買等の情報（時期、報告者以外の共有者の有無等）を記載させます。

③ 届出書との整合の確認

ア （略）

イ 報告書に記載された伐採の実施状況又は伐採後の造林の実施状況が、届出書に記載された伐採の計画又は伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、届出書に記載された計画に従って伐採又は造林を行うべき旨を原則として文書により指導を行った上で、必要に応じて「施業の勧告」や「遵守命令」を行います（（２）⑥及び⑦参照）。

ウ なお、伐採後に森林以外の用途に転用することとされている場合においては、伐採に係る森林の状況報告の備考欄にその用途及び転用の予定時期が記載されていることを確認します。

エ （略）

④ 森林所有者による確認

ア 伐採に係る森林の状況報告書において、森林所有者による伐採跡地の確認がなされていない場合には、報告者に対し、森林所有者による確認を求めるよう促します。それでも確認がされない場

る（権原を有する）者は必ずしも報告者として記載されていないくても良いものとします。

イ 届出書が提出された後に、相続・売買等により森林所有者が代わっている場合においては、報告者が報告書を提出した時点で森林所有者であることを森林簿、林地台帳等を活用して確認します。この場合においては、報告書の備考欄に、森林所有者が代わった原因となる相続・売買等の情報（時期、報告者以外の共有者の有無等）を記載させます。

③ 届出書との整合の確認

ア （略）

イ 報告書に記載された伐採の実施状況又は伐採後の造林の実施状況が、届出書に記載された伐採の計画又は伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、届出書に記載された計画に従って伐採又は造林を行うべき旨を原則として文書により指導を行った上で、必要に応じて「施業の勧告」や「遵守命令」を行います（（２）⑤及び⑥参照）。

ウ なお、伐採後に森林以外の用途に転用することとされている場合においては、伐採後の造林の実施状況欄の記載は不要としますが、備考欄にその用途及び転用の予定時期が記載されていることを確認します。

エ （略）

（新設）

合には、市町村が森林所有者に連絡し、確認を促します。

なお、森林所有者自らによる伐採跡地の確認が困難な場合には、森林所有者から伐採後の造林の委託を受けた者等による確認を求めるよう促します。

イ 確認の結果、あらかじめ提出されたチェックリストや搬出計画図とは異なり、枝葉・残材の無秩序な放置や粗雑に作設された集材路等により、その後の造林を適切に実施することが困難と認められる場合や、集材路を起因とする林地崩壊のリスクが高いと認められる場合等には、市町村は報告者に現地の補正作業を指導します。

⑤ 無報告、虚偽報告等の事務処理等について

ア (略)

イ (略)

(ア) 届出書の伐採及び伐採後の造林の計画に記載された「伐採の期間」及び「造林の期間」を経過してもまだ報告書が提出されていないときは、森林所有者等に対して報告書を提出する必要がある旨を連絡します。

(イ) (略)

(a) 森林所有者等が伐採又は造林が完了していないため報告書を提出していなかった場合には、期間を経過した場合であっても届出書に記載された伐採又は造林の方法に従って伐採又は造林を行うべき旨の指導等を行った上で、伐採又は造林が完了次第速やかに報告書を提出すべき旨を指導します（（２）⑥及び⑦参照）。

(b)・(c) (略)

ウ (略)

④ 無報告、虚偽報告等の事務処理等について

ア (略)

イ (略)

(ア) 届出書の伐採後の造林の計画に記載された「造林の期間」（伐採後に森林以外の用途に転用する場合には、届出書の伐採の計画に記載された「伐採の期間」）を経過してもまだ報告書が提出されていないときは、森林所有者等に対して報告書を提出する必要がある旨を連絡します。

(イ) (略)

(a) 森林所有者等が造林（伐採後に森林以外の用途に転用する場合には、伐採）が完了していないため報告書を提出していなかった場合には、期間を経過した場合であっても届出書に記載された造林（伐採）の方法に従って造林（伐採）を行うべき旨の指導等を行った上で、造林（伐採）が完了次第速やかに報告書を提出すべき旨を指導します（（２）⑥及び⑦参照）。

(b)・(c) (略)

ウ (略)

2 適合通知書等の記載例 (略)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（記載例）（Ⅱの1の（2） ④関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	
殿	年 月 日
	〇〇市（町村）長
年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。	
記	
提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要	
森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番	
伐採面積：	ha
伐採方法：	主伐（皆伐・択伐）・間伐
伐採の期間：	伐採率（％）
伐採樹種：	
伐採齢：	
集材方法：	集材路・架線・その他（ ）
造林の方法：	人工造林（植栽・人工播種）
	天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）
	樹種、本数
造林の面積：	
造林の期間：	
鳥獣害対策：	
（留意事項）	
・	
・	

【注意】

(略)

【留意事項記載例】

- ・～・ (略)
- ・ 伐採及び伐採後の造林が完了したら、完了後それぞれ30日以内に、伐採完了日の状況を記載した「伐採に係る森林の状況報告書」及び造林完了日の状況を記載した「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出していただく必要がありますので注意してください。

2 適合通知書等の記載例 (略)

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（記載例）（Ⅱの1の（2） ④関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	
殿	年 月 日
	〇〇市（町村）長
年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。	
記	
提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要	
森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番	
伐採面積：	ha
伐採方法：	主伐（皆伐・択伐）・間伐
伐採の期間：	伐採率（％）
伐採樹種：	
伐採齢：	
	（新設）
造林の方法：	人工造林（植栽・人工播種）
	天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）
	樹種、本数
造林の面積：	
造林の期間：	
	（新設）
（留意事項）	
・	
・	

【注意】

(略)

【留意事項記載例】

- ・～・ (略)
- ・ 伐採後の造林が完了したら、完了後30日以内に、造林完了日の状況を記載した「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出していただく必要がありますので注意してください。

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（記載例）（Ⅱの１の（２）④関係）

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	
年	月 日
殿	〇〇市（町村）長
年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。	
記	
森林の所在場所：	〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番
伐 採 面 積：	ha
伐 採 方 法：	主伐（皆伐・択伐）
伐採の期間：	
伐 採 樹 種：	
伐 採 齢：	
集 材 方 法：	集材路・架線・その他（ ）
(留意事項)	
・	
・	

届出書の変更のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）③関係）
（略）

法第10条の9第1項の規定による変更命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）③関係）
（略）

届出書の遵守のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑥・⑦関係）
（略）

法第10条の9第3項の規定による遵守命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑥・⑦関係）

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（記載例）（Ⅱの１の（２）④関係）

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	
年	月 日
殿	〇〇市（町村）長
年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。	
記	
森林の所在場所：	〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番
伐 採 面 積：	ha
伐 採 方 法：	主伐（皆伐・択伐）
伐採の期間：	
伐 採 樹 種：	
伐 採 齢：	
	（新設）
(留意事項)	
・	
・	

届出書の変更のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）③関係）
（略）

法第10条の9第1項の規定による変更命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）③関係）
（略）

届出書の遵守のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑤・⑥関係）
（略）

法第10条の9第3項の規定による遵守命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑤・⑥関係）

(略)

無届伐採における伐採の中止及び伐採後の造林の指導書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑧のカの㍿関係）

(略)

錯誤により無届伐採を行った場合の顛末書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑧のカ（イ）（a）関係）

(略)

錯誤により無届伐採を行った場合の指導書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑧のカ（イ）（a）関係）

(略)

法第10条の9第4項の規定による伐採の中止命令書（記載例）（Ⅱの1の（2）⑨関係）

(略)

法第10条の9第4項の規定による伐採後の造林命令書（記載例）（Ⅱの1の（2）⑩関係）

(略)

(略)

無届伐採における伐採の中止及び伐採後の造林の指導書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑦のア関係）

(略)

錯誤により無届伐採を行った場合の顛末書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑦のイ（㍿）関係）

(略)

錯誤により無届伐採を行った場合の指導書（作成例）（Ⅱの1の（2）⑦のイ（㍿）関係）

(略)

法第10条の9第4項の規定による伐採の中止命令書（記載例）（Ⅱの1の（2）⑧関係）

(略)

法第10条の9第4項の規定による伐採後の造林命令書（記載例）（Ⅱの1の（2）⑨関係）

(略)

3 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）

4 規則第 9 条第 1 項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

届出書の様式は正しいか？記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に照合はないか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

年 月 日

住所 届出人 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）○が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

郡 村

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権利に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採後の造林をする（権限を有する）者と伐採後の造林をする（権限を有する）者が異なる場合、連名となっているか？

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者と異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。

3 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）

4 規則第 9 条第 1 項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

届出書の様式は正しいか？記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に照合はないか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

年 月 日

住所 届出人 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

郡 村

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権利に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採後の造林をする（権限を有する）者と伐採後の造林をする（権限を有する）者が異なる場合、連名となっているか？

2 伐採の計画

小数第 2 位まで記載されているか（第 3 位を四捨五入されているか）？

伐 採 面 積	ha
伐 採 方 法	主伐（皆伐・択伐）・間伐
伐 採 樹 種	
伐 採 樹 齢	
伐 採 の 期 間	

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

市町村森林整備計画に定める「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に指定されている場合、伐採方法が適合しているか？

伐採する森林が異齢林の場合、伐採する立木のうち最も多いものの林齢、最低林齢及び最高林齢が記載されているか？

①始期は届出年月日以降 30～90 日となっているか？
②伐採の期間が 1 年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A+B+C+D）	ha
人工造林による面積（A+B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C+D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
②市町村森林整備計画に定める「簡裁による天然下種更新が困難な森林」の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採期間			
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	延長 m	

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されているか)？

①始期は陽出年月日以降30～90日となっているか？
②伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

幅員3m超で、その面積が1ha超となっていないか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

樹種の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新が なされない場合				

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に準備が全て記載されているか？
②5年後に天然更新が完了していない場合は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点で2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外(転用)である場合、その用途が記載されているか？ ②転用面積は1ha以下か？

4 備考

①森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその制限等を記載する。 ②合法性等の証明の希望の有無について記載する。(任意) 転用の場合は「移転通知書」、それ以外の場合は「適合通知書」

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するように記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によるなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、撤込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha	①伐採の方法が主伐の場合、伐採箇所と造林箇所が一致しているか？(伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。) ②市町村森林整備計画に定める「植栽によるなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な生産が可能な森林」の場合、人工造林が計画されているか？ ③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？
人工造林による面積 (A+B)	ha	
植栽による面積 (A)	ha	
人工播種による面積 (B)	ha	
天然更新による面積 (C+D)	ha	
ぼう芽更新による面積 (C)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	
天然下種更新による面積 (D)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。 皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内 択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間	複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？	植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？				
(2) 造林の方法別の造林の計画	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)		市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内				
5年後において適確な更新がなされない場合		①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本項が全て記載されているか？ ②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

	①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途が記載されているか？ ②転用面積は1ha以下か？
--	---

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

4 届出書の記載例

①伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和 4 年 10 月 1 日

市町村長 殿

住 所 ○○市○○町 1-2-
届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考
○○国立公園普通地域

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。

4 届出書の記載例

①伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

平成24年10月1日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町 1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha
伐 採 方 法	皆伐・間伐
伐 採 樹 種	スギ
伐 採 齢	50
伐 採 の 期 間	平成24年11月15日～平成25年3月15日

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積 (A+B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森 太郎

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha (うち人工林2.00ha)		
伐採方法	主伐 皆伐 択伐 間伐	伐採率	100%
作業委託先	(有)○○林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 500m		

全ての地番の合計面積を記載する。

伐採の始期が届出日より30
~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	平成25年4月1日～ 平成25年6月31日	ヒノキ スギ	1.00ha 1.00ha	3,000本 3,000本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から 起算して2年以内となっているため、適正。		
5年後において適確な更新が なされない場合	—	—	—	—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

—

4 備考

希望する場合は記載する。
希望する場合は記載する。

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するように記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町 1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積 (A+B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ～	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	幼齢木保護 具の設置
	令和5年5月31日	スギ	1.00ha	2,500本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から 起算して2年以内となっているため、適正。			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

②伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年9月15日

〇〇市長 殿

伐採の始期 30～90日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出る。

住所 〇〇市△△町字□□123
届出人 氏名 〇〇林業
代表取締役 林野 次郎 (伐採する者(立木を買い受けて伐採する者等))

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎 (伐採後の造林をする者(森林所有者))

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者のうち 〇〇林業 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

②伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成24年9月15日

〇〇市長 殿

伐採の始期 30～90日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出る。

住所 〇〇市△△町字□□123
届出人 氏名 〇〇林業
代表取締役 林野 次郎 (伐採する者(立木を買い受けて伐採する者等))

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎 (伐採後の造林をする者(森林所有者))

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採の計画

伐採面積	3.30ha (うち平成24年度2.20ha、平成25年度1.10ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)・択伐・間伐	伐採率	100%
伐採樹種	クスギ、その他広葉樹		
伐採齢	45 (35～50)		
伐採の期間	平成24年11月1日～平成25年12月31日		

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に記載する。

3 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	3.30ha
人工造林による面積 (A+B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他(芽かき)・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市△町字□□123

届出人 氏名 ○○林業

代表取締役 林野 次郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	3.30ha (うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐)択伐)・間伐	伐採率	100%
作業委託先	-		
伐 採 樹 種	クスギ、その他広葉樹		
伐 採 齢	45 (35~50)		
伐 採 の 期 間	令和4年11月1日 ~ 令和5年12月31日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m		

2 備考

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	平成26年4月1日～ 平成31年3月31日	クスギ	2.20ha	9,900本
5年後において適確な更新 がなされない場合	平成31年4月1日～	その他広葉樹	1.10ha	
	平成32年3月31日	その他広葉樹	3.30ha	

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

—

4 備考

適合通知書等の希望の有無 (有・☒無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町１－２－３
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	3.30ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 (芽かき) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000 本/ha × 3.30ha = 9,900 本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業委託先	鳥獣害対策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クスギ	2.20ha	9,900 本	—	防護柵の設置
	令和11年3月31日	その他広葉樹	1.10ha			防護柵の設置
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	3.30ha			防護柵の設置

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

木以外の用途に供されることとなる場合のその

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③伐採方法が択伐の場合であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

合

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住 所 ○○市○○町1-2
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地帯にまたがる場合は該当する地帯を全て記載する。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

③伐採方法が択伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

○○市長 殿

平成24年10月1日

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

伐採箇所が複数地帯にまたがる場合は該当する地帯を全て記載する。

2 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐・間伐)
伐 採 樹 種	ヒノキ
伐 採 率	40%
伐 採 樹 齢	60
伐 採 の 期 間	平成24年11月1日～平成25年3月15日

全ての地帯の合計面積を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐(択伐))の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか?

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積 (A+B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他(芽かき)・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

主伐に係る伐採面積と一致しており適正。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林太郎

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha (人工林2.00ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	40%
作業委託先	○○森林組合		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	60		
伐採の期間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路(架索)・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の合計面積を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐(択伐))の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか?

伐採の始期が提出日以降30日以内であり、適正

2 備考

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	平成25年4月1日～ 平成25年6月31日	ヒノキ	2.00ha	1,500本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内となっているため、適正。	— ha	— 本
5年後において適確な更新がなされない場合	—	—	— ha	— 本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

—

4 備考

適合通知書等の希望の有無(有・無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	2.00ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) $3,000 \text{ 本/ha} \times 2.00 \text{ ha} \times 0.4 = 2,400 \text{ 本}$
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha			防護柵
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和13年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	2,400 本		防護柵

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④伐採方法が間伐の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和 4 年 10 月 1 日

市町村長 殿

住 所 ○○市○○町 1-2

届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。
本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。

④伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成24年10月1日

○○市長 殿

住 所 ○○市○○町 1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地, 1234-2番地

2 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha	伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	30%
伐 採 樹 種	ヒノキ				
伐 採 樹 齢	35				
伐 採 の 期 間	平成24年11月15日～平成25年3月15日				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	— ha
人工造林による面積 (A+B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町 1-2-3
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha	全ての地番の合計面積を記載する。	
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐) <u>間伐</u>	伐 採 率	30%
作 業 委 託 先	—		
伐 採 樹 種	ヒノキ		
伐 採 齢	35		
伐 採 の 期 間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

伐採前及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

伐採の始期が届出日以降 30 日以内であり、適正

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	—	—
5年後において適確な更新が なされない場合	—	—	—	—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

—

4 備考

適合通知書等の希望の有無(有・無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	— ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	間伐は更新を伴わない 伐採であるため、伐採後 の造林の計画は不要
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)						
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和4年10月1日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期は30～90日前であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成24年10月1日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期は30～90日前であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の計画

伐採面積	0.50ha	伐採面積が1ha以下であり、適正。
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率 100%
伐採樹種	スギ	
伐採年齢	60	
伐採の期間	平成24年11月15日～平成25年3月31日	

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	— ha
人工造林による面積(A+B)	— ha
植栽による面積(A)	— ha
人工挿種による面積(B)	— ha
天然更新による面積(C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積(C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(別添)

伐採計画書

住所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐採面積	0.50ha (人工林0.50ha)		
伐採方法	主伐・皆伐・択伐・間伐	伐採率	100%
作業委託先	(有) □□林業		
伐採樹種	スギ		
伐採齢	60		
伐採期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	—	—
5年後において適確な更新がなされない場合	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	スギ	0.50ha	1,500本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供される場合のその用途

宅地造成

4 備考

森林以外の用途への転用の場合は確認通知書を出発する。

適合通知書等の希望の有無 (○・無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	— ha
人工造林による面積 (A+B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C+D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業委託先	鳥獣害対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	— ha	/	/	—
5年後において適確な更新がなされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和11年3月31日	スギ	0.50ha	1,500 本	/	幼齢木保護具の設置

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」樹種以外は記載不要。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定 (転用予定時期: 令和5年8月)

2 備考

伐採後の用途が森林以外 (転用) である場合、その用途及び時期を記載する。

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林のうち特に効率的な施策が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

5 報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）

6 の 2 規則第 14 条の 2 の報告書の様式

伐採に係る森林の所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林関係情報に相違はないか？

住所 報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

伐採の期間の末日から 30 日以内に提出されているか？

年 月 日

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

報告者の氏名・住所が正しく記載されているか？

①伐採箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地帯にまたがる場合は、全ての地帯を記載する。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

郡 村

届出書の「伐採の計画」に従ったものとなっているか？

小數第 2 位まで記載されているか（第 3 位で四捨五入されているか）？

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）	
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率 %
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無	
作 業 委 託 先		
伐 採 樹 種		
伐 採 期 間		
集 材 方 法	集材路・架線・その他（ ）	
集材路の幅員・延長	幅員 m	延長 m

届出に記載した期間に収まっているか？

3 備考

幅員 3m 超で、その面積が 1ha 超となっているか？

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
②相継率により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相継率に係る情報が記載されているか？

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小數第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採率欄には、伐採した森林が異齡林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

5 報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）

6 の 2 規則第 14 条の 2 の報告書の様式

伐採・造林に係る森林の所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林関係情報に相違はないか？

住所 報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

造林の期間（転用の場合は、伐採の期間）の末日から 30 日以内に提出されているか？

年 月 日

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

報告者の氏名・住所が正しく記載されているか？

①造林（伐採）箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地帯にまたがる場合は、全ての地帯を記載する。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

郡 村

届出書の「伐採の計画」に従ったものとなっているか？

小數第 2 位まで記載されているか（第 3 位で四捨五入されているか）？

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha	
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率 %
伐 採 樹 種		
伐 採 期 間		

届出に記載した期間に収まっているか？

3 伐採後の造林の実施状況

造林の方法	造林の期間	造林の樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林			ha	本
天然更新			ha	本

届出に記載した方法となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
②相継率により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相継率に係る情報が記載されているか？

4 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小數第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合には自然更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

住所 報告者 氏名

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に
相違はないか？

形式は正しいか？
記載漏れはないか？

造林の期間の末日から30日以内
に提出されているか？

法人に
及び代表者の氏名

報告者の氏名・住所が正確に記載
されているか？

①造林箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての
地番を記載する。

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を
実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市 町 大字 字 地番

郡 村

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったもの
となっているか？

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の 方 法	造林の 期 間	造 林 樹 種	樹種別の 造林面積	樹種別の 造林本数	作 業 委託先	鳥 獣 害 対 策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

複数の樹種を造林した場合は、
樹種ごとに記載されているか？

3 備考

届出に記載した方法
となっているか？

届出に記載した期間
に収まっているか？

次ページの「樹種別の造林本数欄
の記載方法について」による記載
又は資料の添付となっているか？

相違等により届出事とは異なる森林所有者が提出する場合、当該
相違等に係る情報が記載されているか？

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくるまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・ 写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所）
- ・ チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。

- ☒ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- ☒ 更新樹種の稚樹の本数が半径〇mの円内に〇本以上生育している。
- ☒ 伐採跡地が全体的に更新されている。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・ 写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり○箇所）
- ・ チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。
 - ☒ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
 - ☒ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
 - ☒ 伐採跡地が全体的に更新されている。

6 報告書の記載例

①伐採の方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月20日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和4年9月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

伐採面積 2.00ha (うち人工林2.00ha)

伐採方法 皆伐・択伐 伐採率 100%

森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無 有・無

作業委託先 (有) 〇〇林業

伐採樹種 スギ

伐採齢 50

伐採の期間 令和4年11月15日～令和4年12月10日

集材方法 集材路・架線・その他()

集材路の幅員・延長 幅員 3m・延長 500m

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採率欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。

6 報告書の記載例

①造林方法が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

平成30年5月31日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-4
報告者 氏名 森林 花子

造林の期間の末日から30日以内であり、適正。

平成29年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

伐採面積 2.00 ha

伐採方法 皆伐・択伐 伐採率 100%

伐採樹種 スギ

伐採の期間 平成29年12月15日～平成30年2月15日

3 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林	植栽	平成30年3月1日～平成30年5月18日	スギ	1.00ha	3,000本
			ヒノキ	1.00ha	3,000本
天然更新	—	—	—	—	—

4 備考

平成30年3月1日に森林太郎から相続(共有者:森林次郎ほか2名)

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはばう更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

②伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

令和4年12月15日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町
報告者 氏名 森林 太郎

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和4年9月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

伐採面積 2.00ha (うち人工林0.00ha、天然林2.00ha)

伐採方法 皆伐・**択伐** 伐採率 40%

森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無 **有**・無

作業委託先 〇〇森林組合

伐採樹種 その他広葉樹

伐採齢 50

伐採の期間 令和4年10月1日～令和4年11月31日

集材方法 **集材路**・架線・その他()

集材路の幅員・延長 幅員 3m・延長 400m

3 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。

②造林の方法が天然更新の場合

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和4年6月31日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市△△町字〇〇123

届出人 氏名 〇〇林業
代表取締役 林野 次郎

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

伐採をした者と伐採後の造林をした者が異なる場合は、通称で報告(ただし、造林をした者の記載があれば足りる。)

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

伐採をした者(立木を払い受けて伐採した者等)

伐採後の造林をした者(森林所有者)

平成29年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採の実施状況

伐採面積 3.30 ha

伐採方法 **皆伐**・択伐 伐採率 100%

伐採樹種 クヌギ、その他広葉樹

伐採の期間 平成29年11月10日～平成29年12月20日

3 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林の樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林	—	—	—	—	—
天然更新	ぼう芽更新、天然下植更新	平成29年12月21日～令和4年6月18日	クヌギ	2.20ha	7,000本
		その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり	

4 備考

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工樹種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下植更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができ。

(別添の例 1)

造林地の写真
(撮影日：平成○年○月○日)

造林地全体の遠景
(数枚)

更新樹種の生育状況(高さや成立本数)がわかる
近景(代表的な更新樹種
がわかる近接写真を含
む)

(別添の例 2)

更新状況チェックリスト
(確認日：平成○年○月○日)

- ☒ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
- ☒ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
- ☒ 伐採跡地が全体的に更新されている。
- ☒
- ☒

③伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐採に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町 報告者 氏名 森林 太郎

令和5年4月20日

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

令和5年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が1ha以下であり、適正。

伐採面積	0.50ha（うち人工林0.50ha、天然林0.00ha）
伐採方法	皆伐・択伐
伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無
作業委託先	（有）□□林業
伐採樹種	ヒノキ
伐採齢	50
伐採の期間	令和5年3月12日～令和5年3月30日
集材方法	集材路・架線・その他（ ）
集材路の幅員・延長	幅員 3m・延長 100m

3 備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和6年2月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採樹齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（〇～〇）」のように記載すること。

③伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3 報告者 氏名 森林 次郎

平成30年4月20日

伐採の期間の末日から30日以内であり、適正。

平成30年2月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の実施状況

伐採面積が1ha以下であり、適正。

伐採面積	0.50 ha
伐採方法	皆伐・択伐
伐採率	100%
伐採樹種	ヒノキ
伐採の期間	平成30年3月12日～平成30年3月30日

3 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林の樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林	—	—	—	—	—
天然更新	—	—	—	—	—

伐採後に森林以外の用途に供されることとなるため、造林の実施状況の記載は不要。

4 備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：平成30年8月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工整種の別を、天然更新による場合には自然更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

④造林方法が人工林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。
令和 5 年 5 月 31 日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇市〇〇町 1-2-4
報告者 氏名 森林 次郎

令和 4 年 10 月 1 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和 5 年 4 月 1 日	スギ	1.00ha	2,500 本	(有)〇〇林業	幼齢木保護具の設置
		令和 5 年 5 月 18 日	ヒノキ	1.00ha	2,500 本		
天然更新	—	—	—	—	—		—

3 備考

令和 5 年 3 月 1 日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか 2 名）

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくるまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(新設)

⑤造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林の樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	—	—	—	—	—	—	—
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和5年12月21日～	クスギ	2.20ha	7,000本	別添のとおり	防護柵の設置
		令和10年6月18日	その他広葉樹	1.10ha			

3 備考

伐採の経路を造林した場合は、図に記載されているが、

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼樹木保護具の設置などの方法を記載すること。

(新設)

7 伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例

① 伐採及び集材に係るチェックリスト（例）

年 月 日

伐採する者： _____

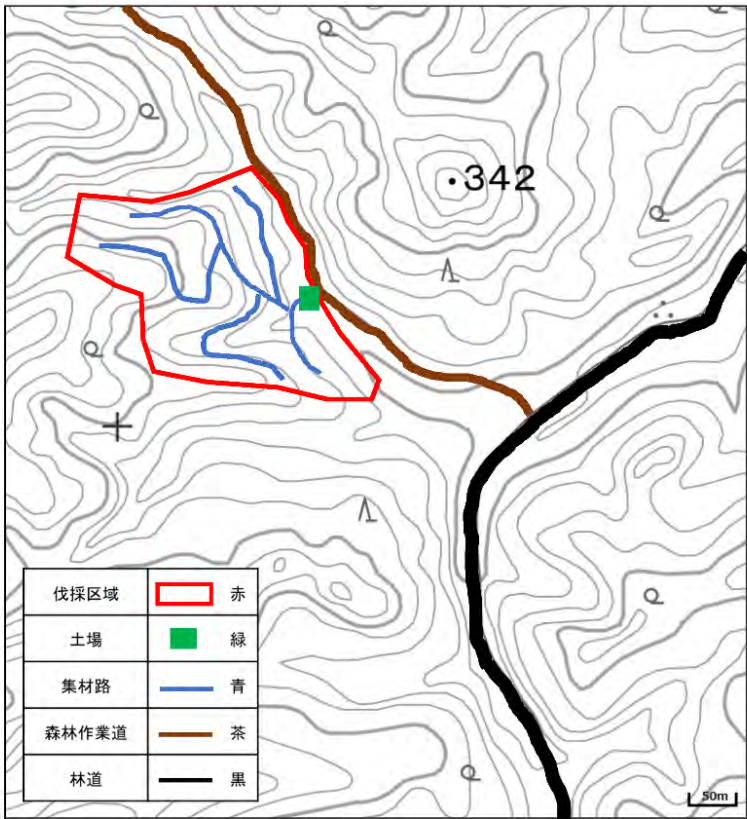
森林の所在場所： _____

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。 ③伐採する区域の明確化を行う。 ④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。 ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。	☐
（２）林地保全に配慮した集材路^{注1)}・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針^{注2)}に基づく森林作業道として作設する。 ⑫幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていない。 注1）集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。 注2）「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）	☐
（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐

（新設）

(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐
(5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所につき、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7) 溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないように対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☐
(9) 事業実施後の整理 ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	☐

② 搬出計画図（例）



8 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）
（略）

III Q & A

問 1 ～問 6 （略）

問 7 電子メールにより、伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を受け付けることはできますか。

（答）

1 各市町村の文書管理に関する規程に従った上で、森林所有者情報の確認や林地台帳への反映に係る事務の実態に合わせた方法により、電子メールでの届出を受け付けることが可能です。電子メールによる届出書の提出に当たっては、届出様式のファイル形式（Word、Excel、PDF など）は問いません。また、様式のファイルや提出先のアドレスをあらかじめ市町村のホームページに掲載しておくことも、作業の効率化において効果的です。

IV 参考

① （略）

②森林法施行規則（抄）
（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第八条 法第十条の八第一項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

7 森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）
（略）

III Q & A

問 1 ～問 6 （略）

（新設）

（新設）

IV 参考

① （略）

②森林法施行規則（抄）
（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第八条 法第十条の八第一項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 集材の方法
- 四 伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあつては、その委託先
- 五・六 (略)
- 七 伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法
- 八 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

(削る。)

2 前項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項の報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

(緊急伐採の届出)

第十五条 (略)

(削る。)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

- 一・二 (略)
- (新設)
- (新設)
- 三・四 (略)
- (新設)
- 五 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 (略)

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

3 第一項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書（一通）に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項の報告は、伐採後の造林の終わった日（当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わった日。以下この条において同じ。）から三十日以内に当該伐採後の造林の終わった日の状況を記載した報告書（一通）を提出してしなければならない。

(緊急伐採の届出)

第十五条 (略)

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第四十四条 (略)

2 (略)

(削る。)

③ (略)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

③ (略)

④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）
（昭和 37 年農林省告示第 851 号）

4 規則第 9 条第 1 項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書														
市町村長 殿		年 月 日												
住 所		届出人 氏名												
		〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕												
次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。														
本伐採は届出者である（うち）〇〇が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木）を伐採するものです。														
1 森林の所在場所														
<table><tr><td>市</td><td>町</td><td>大字</td><td>字</td><td>地番</td></tr><tr><td>郡</td><td>村</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					市	町	大字	字	地番	郡	村			
市	町	大字	字	地番										
郡	村													
2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり														
3 備考														
注意事項														
1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。														
2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。														
3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。														

④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）
（昭和 37 年農林省告示第 851 号）

4 規則第 9 条第 1 項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書														
市町村長 殿		年 月 日												
住 所		届出人 氏名												
		〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕												
次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。														
1 森林の所在場所														
<table><tr><td>市</td><td>町</td><td>大字</td><td>字</td><td>地番</td></tr><tr><td>郡</td><td>村</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					市	町	大字	字	地番	郡	村			
市	町	大字	字	地番										
郡	村													
2 伐採の計画														
伐 採 面 積		ha												
伐 採 方 法		主伐（皆伐・択伐）・間伐		伐 採 率										
				%										
伐 採 樹 種														
伐 採 齢														
伐採の期間														
3 伐採後の造林の計画														
(1) 造林の方法別の造林面積等の計画														
造林面積（A + B + C + D）		ha												
人工造林による面積（A + B）		ha												
植栽による面積（A）		ha												
人工播種による面積（B）		ha												
天然更新による面積（C + D）		ha												
ぼう芽更新による面積（C）		ha												
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし												
天然下種更新による面積（D）		ha												
天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし												

(別添)

伐 採 計 画 書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m ・ 延長	m

2 備考

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数
人 工 造 林 (植 栽 ・ 人 工 播 種)			ha	本
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 が な さ れ な い 場 合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採をする者と伐採後の造林をする者とは異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 3 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 4 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 7 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 8 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 9 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 10 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 11 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 12 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 13 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 15 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員	m ・ 延長	m

3 備考

注意事項

1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2 森林の所在場所ごとに記載すること。

3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha		
伐 採 方 法	皆伐 ・ 択伐	伐採率	%
伐 採 樹 種			
伐 採 の 期 間			

3 伐採後の造林の実施状況

	造 林 の 方 法	造 林 の 期 間	造 林 樹 種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人 工 造 林				ha	本
天 然 更 新				ha	本

4 備考

注意事項

1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

2 森林の所在場所ごとに記載すること。

3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

5 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

6 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

7 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

8 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名 { 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 }

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の幅員・延長	幅員	m ・ 延長	m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多い

⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について
(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知)

1 (略)

2 伐採及び伐採後の造林の届出書を提出した者に対する指導等

(1) 市町村の長は、法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）の提出に当たっては、届出書を提出した者が森林所有者や伐採等の権原を有する者であることを確認するための書類、伐採区域を確認するための図面等の添付を求めるとともに、届出書の書式若しくは添付すべき書類に不備があり、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、届出書を提出した者に補正を求めるものとする。また、その内容を検討し、提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、当該届出書を提出した者に対して十分指導を行い、必要に応じて法第 10 条の 10 第 1 項の規定による施業の勧告を行うこと等によりその適正化に努めるとともに、必要に応じて法第 10 条の 9 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行うものとする。

(2) 市町村の長は、伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合にあつては、届出書の内容を確認し、別紙様式第 1 号の確認通知書により当該届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあつては全ての者）に通知することができる。また、地域森林計画の対象森林の区域の変更が想定されるため、当該届出書の写しを送付すること等により都道府県林務担当部局に連絡するものとする。

(3) (略)

(4) (2) 及び (3) の通知については、届出書を提出した者から申出があった場合に行う趣旨で設けたものであり、別紙様式第 3 号による交

⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について
(昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知)

1 (略)

2 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出者に対する指導等

(1) 市町村の長は、法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）の提出に当たっては、届出書を提出した者が森林所有者や伐採等の権原を有する者であることを確認するための書類、伐採区域を確認するための図面等の添付を求めるとともに、届出書の書式若しくは添付すべき書類に不備があり、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、届出書を提出した者に補正を求めるものとする。また、その内容を検討し、提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、当該届出書を提出した者に対して十分指導を行い、必要に応じて法第 10 条の 10 第 1 項の規定による施業の勧告を行う等によりその適正化に努めるとともに、必要に応じて法第 10 条の 9 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行うものとする。

(2) 市町村の長は、伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合にあつては、届出書の内容を確認し、別紙様式第 1 号の確認通知書により当該届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあつては全ての者）に通知することができる。また、地域森林計画の対象森林の区域の変更が想定されるため、当該届出書の写しを送付するなどにより都道府県林務担当部局に連絡するものとする。

(3) (略)

(4) (2) 及び (3) の通知については、届出書を提出した者から申出があった場合に行う趣旨で設けたものであるが、森林所有者に無断で届

付申請書の提出を求めることとする。なお、森林所有者に無断で届出書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、市町村の長は、申出の有無にかかわらず当該通知の活用を図るものとする。

(5) (略)

(6) 伐採の計画については、適切な伐採を確保することを目的として記載させるものであることから、市町村の長は、市町村森林整備計画に適合した計画となるよう、届出者に対して指導すること。特に主伐時にあつては、立木の伐採や集材に当たり、土砂流出等の防止に十分配慮した計画となっているか確認すること。

具体的には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に沿った作業内容であることを確認するため、指針の項目に即したチェックリストや搬出計画図を提出させること等により、林地保全等に配慮した伐採や集材を計画するよう指導するものとする。なお、都道府県は、集材に関する指導等が適切に行われるよう、積極的な支援に努めることとする。

(7) 伐採後の造林の計画については、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものであることから、市町村の長は、市町村森林整備計画に従い、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨として計画するよう指導するものとする。

具体的には、人工林において少なくとも5ヘクタール以上の皆伐及び天然更新を計画した箇所については現地の状況を確認し、市町村森林整備計画において定める基準により植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として認められる場合には、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内に更新を計画するよう指導するものとする。

なお、当該森林以外の森林についても市町村森林整備計画に即して適切な造林の方法を選択して計画するよう指導するものとする。

出書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、市町村の長は、申出の有無にかかわらず当該通知の活用を図るものとする。

(5) (略)

(新設)

(6) 伐採後の造林の計画については、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものであり、市町村森林整備計画に従い、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨として計画するよう指導するものとする。

この場合、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林について、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内に更新を計画するよう指導するものとする。

なお、当該森林以外の森林についても市町村森林整備計画に即して適切な造林の方法を選択して計画するよう指導するものとする。

特に、市町村森林整備計画において木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林については、持続的な森林資源の利用を確保する観点から、原則、植栽による更新を計画するよう指導するものとする。なお、届出書を提出した者による植栽が困難と認められる場合には、当該届出書に係る森林の所有者に対し、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により公表された民間事業者等への経営委託や権利移転の斡旋等を行うよう努めるものとする。

(8) 立木を伐採する者が立木を買い受けて伐採を行おうとする者である場合など伐採後の造林に係る権原を有しない場合には、伐採後の造林の計画の実施が確実に担保されるよう、伐採する者と伐採後の造林に係る権原を有する者とがそれぞれ伐採及び伐採後の造林の計画を作成の上、共同して届出書を提出するものとする。

(9) 市町村の長は、届け出た区域の範囲を越えて伐採を行った者に対し、指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報を提供し、当該情報の提供を受けた都道府県は、その情報を管内市町村に提供するものとする。また、当該情報の提供を受けた管内市町村は、当該指導等が行われた者による届出書の提出があった場合には、当該届出書を提出した者に対し、隣接する森林の所有者と境界確認を行ったことを証する書類の提出を求めること等により、再発防止の徹底を図るものとする。なお、都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者により、こうした事案が発生している場合には、関係する都道府県の間において、指導等に関する情報の共有に努めるものとする。

(10) 市町村の長は、届出書が提出された後に、立木を伐採する者又は伐採後の造林に係る権原を有する者の変更があった場合、新たに立木を伐採する者又は伐採後の造林に係る権原を有する者となった者から市町村の長に対し、その旨を報告するよう、あらかじめ協力を求めるものとする。

(7) 立木を伐採する者が立木を買い受けて伐採を行おうとする者である場合など伐採後の造林に係る権原を有しない場合には、伐採後の造林の計画の実施が確実に担保されるよう、伐採する者と伐採後の造林に係る権原を有する者とが共同して届出書を提出するものとする。

(新設)

(新設)

3 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書の提出者に対する指導等

- (1) 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 14 条の 2 の「伐採の終わった日」及び「伐採後の造林の終わった日」とは、それぞれ届出書に記載された伐採の計画に従った伐採（間伐を除く。）を完了した日及び伐採後の造林の計画に従った造林を完了した日とする。
- (2) 市町村の長は、届出書に記載された伐採（間伐を除く。）及び造林の期間の末日までにそれぞれ法第 10 条の 8 第 2 項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書（以下「報告書」という。）の提出がない場合には、当該届出書を提出した者に対して、報告書を提出すべき旨を連絡するものとする。この場合において、当該期間の末日までに造林が完了していないときは、当該期間を経過した場合であっても届出書に記載された造林の方法に従って造林を行うべき旨について(4)の指導等を行い、造林が完了次第速やかに報告書を提出するよう指導するものとする。
- (3) 市町村の長は、報告書の提出があった場合において、報告書の書式若しくは添付すべき書類に不備があるとき、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、当該報告書を提出した者に補正を求めるものとする。
- (4) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容が、当該森林に係る届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、当該報告書を提出した者に対して十分指導を行い、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の9第3項の規定による伐採

3 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書の提出者に対する指導等

- (1) 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 14 条の 2 の「伐採後の造林の終わった日」とは、届出書に記載された伐採後の造林の計画に従った造林を完了した日とし、伐採後に伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合の「伐採の終わった日」とは、届出書に記載された伐採の計画に従った伐採を完了した日とする。
- (2) 市町村の長は、届出書に記載された造林（伐採後に伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合には、伐採。この項において同じ。）の期間の末日までに報告書の提出がない場合には、届出書の提出者に対して、報告書を提出すべき旨を連絡するものとする。この場合において、当該期間の末日までに造林が完了していないときは、当該期間を経過した場合であっても届出書に記載された造林の方法に従って造林を行うべき旨について(4)の指導等を行い、造林が完了次第速やかに報告書を提出するよう指導するものとする。
- (3) 市町村の長は、法第 10 条の 8 第 2 項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書（以下「報告書」という。）の提出があった場合において、報告書の書式若しくは添付すべき書類に不備があるとき、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、当該報告書を提出した者に補正を求めるものとする。
- (4) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容が、当該森林に係る届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、当該報告書を提出した者に対して十分指導を行い、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行う等により伐採後の造林の適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の9第3項の規定による伐採及び伐採後の

及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行うものとする。

- (5) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容について、現地調査その他の方法により確認に努めるものとする。また、当該報告書を基にした地域森林計画の対象森林の区域及び森林簿等の情報の変更が想定されるため、当該報告書の写しを送付すること等により都道府県林務担当部局に連絡するものとする。

- (6) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第7条により読み替えて適用される法第10条の8第2項の規定に基づき報告書が提出される場合にあっては、(1)から(5)までの規定を準用する。この場合において、「届出書」とあるのは「木安法第5条第2項に規定する認定事業計画」と、(4)中「適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の9第3項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う」とあるのは「適正化に努める」と読み替えるものとする。

4 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令

- (1)・(2) (略)
- (3) 変更命令書の様式
変更命令書の様式は、別紙様式第4号によるものとする。
- (4) (略)

5 伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

法第10条の9第3項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令は、次により行うものとする。

- (1) 伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林の指導等

市町村の長は、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林が行われるよう十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

造林の計画の遵守命令を行うものとする。

- (5) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容について、現地調査その他の方法により確認に努めるものとする。また、当該報告書を基にした地域森林計画の対象森林の区域及び森林簿等の情報の変更が想定されるため、当該報告書の写しを送付するなどにより都道府県林務担当部局に連絡するものとする。

- (6) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第7条規定に基づき報告書が提出される場合にあつては、(1)から(5)までの規定を準用する。この場合において、「届出書」とあるのは「木安法第5条第2項に規定する認定事業計画」と、(4)中「適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の9第3項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う」とあるのは「適正化に努める」と読み替えるものとする。

4 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令

- (1)・(2) (略)
- (3) 変更命令書の様式
変更命令書の様式は、別紙様式第3号によるものとする。
- (4) (略)

5 伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

法第10条の9第3項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令は、次により行うものとする。

- (1) 伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林の指導等

市町村の長は、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林が行われるよう十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行う等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

(2) 伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

ア (略)

イ 遵守命令を行う場合

遵守命令は、実際に行われている伐採及び伐採後の造林が、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っておらず次のいずれかに該当する場合に、届出書と異なっている事項を明示して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 実際に行われている集材の方法が、届出書に記載された集材方法と異なり、林地の保全に影響を及ぼすおそれがある場合

(エ)～(カ) (略)

(キ) 実際に行われている鳥獣害対策が、届出書に記載されたものと異なり、鳥獣害の防止効果を発揮していない場合

(3) 遵守命令書の様式

遵守命令書の様式は、別紙様式第5号によるものとする。

(4) (略)

6 伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令

法第10条の9第4項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令は、次により行うものとする。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止及び伐採後の造林の指導等

ア (略)

イ 市町村の長は、アの伐採の中止又は伐採後の造林について十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

(2) 伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

ア (略)

イ 遵守命令を行う場合

遵守命令は、実際に行われている伐採及び伐採後の造林が、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っておらず次のいずれかに該当する場合に、届出書と異なっている事項を明示して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(新設)

(ウ)～(オ) (略)

(新設)

(3) 遵守命令書の様式

遵守命令書の様式は、別紙様式第4号によるものとする。

(4) (略)

6 伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令

法第10条の9第4項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令は、次により行うものとする。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止及び伐採後の造林の指導等

ア (略)

イ 市町村の長は、アの伐採の中止又は伐採後の造林について十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10第1項の規定による施業の勧告を行う等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

(2) (略)

(3) 伐採後の造林命令

ア・イ (略)

ウ 造林すべき期間及び方法

(ア) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林の伐採跡地
(略)

(イ) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地
(略)

(4) 伐採の中止及び伐採後の造林命令書の様式

ア 伐採の中止命令書の様式は、別紙様式第6号によるものとする。

イ 伐採後の造林命令書の様式は、別紙様式第7号によるものとする。

7 命令の記録

市町村の長は、法第10条の9第1項、第3項及び第4項の規定による変更、遵守、伐採の中止又は造林命令を行った場合には、命令した事項を別紙様式第8号により記録するものとする。

(2) (略)

(3) 伐採後の造林命令

ア・イ (略)

ウ 造林すべき期間及び方法

(ア) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地
(略)

(イ) 市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地
(略)

(4) 伐採の中止及び伐採後の造林命令書の様式

ア 伐採の中止命令書の様式は、別紙様式第5号によるものとする。

イ 伐採後の造林命令書の様式は、別紙様式第6号によるものとする。

7 命令の記録

市町村の長は、法第10条の9第1項、第3項及び第4項の規定による変更、遵守、伐採の中止又は造林命令を行った場合には、命令した事項を別紙様式第7号により記録するものとする。

別紙様式第 1 号

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日

殿

〇〇市町村長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

集 材 方 法：集材路、架線、その他（ ）

別紙様式第 1 号

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年 月 日

殿

〇〇市町村長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

（新設）

別紙様式第 2 号

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

殿

〇〇市町村長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）・間伐 伐採率（%）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

伐 採 齢：

集 材 方 法：集材路、架線、その他（ ）

造 林 の 方 法：人工造林（植栽・人工播種）

天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）

樹種、本数

造 林 の 面 積：

造 林 の 期 間：

鳥 獣 害 対 策：

別紙様式第 2 号

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年 月 日

殿

〇〇市町村長

年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

森林の所在場所：〇〇市（町村）大字〇〇字〇〇地番

伐 採 面 積： ha

伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）・間伐 伐採率（%）

伐 採 の 期 間：

伐 採 樹 種：

伐 採 齢：

伐 採 齢：

（新設）

造 林 の 方 法：人工造林（植栽・人工播種）

天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）

樹種、本数

造 林 の 面 積：

造 林 の 期 間：

（新設）

別紙様式第3号

確認通知書・適合通知書交付申請書

年 月 日

市町村長 殿

住所

申請者 氏名 法人にあつては名称
及び代表者氏名

下記により提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、〔
確認通知書・適合通知書〕の交付を申請します。
記

1 届出年月日

年	月	日
---	---	---

2 届出を行った森林の所在

--

3 交付申請理由

--

別紙様式第4号
(略)

(新設)

別紙様式第3号
(略)

別紙様式第 5 号 (略)	別紙様式第 4 号 (略)
別紙様式第 6 号 (略)	別紙様式第 5 号 (略)
別紙様式第 7 号 (略)	別紙様式第 6 号 (略)
別紙様式第 8 号 (略)	別紙様式第 7 号 (略)
⑥・⑦ (略)	⑥・⑦ (略)

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。